

改正前	改正後
堺市障害者自立支援協議会設置規約 第１条～第８条 （略） （会議） 第９条 会議は、会長が招集し、議長となる。 ２ 会議は、第３条に規定する事項について協議する。 ３ 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 ４ 市協議会の委員が、<u>本市から障害者（児）相談支援業務や地域活動支援センターⅠ型運営及び相談支援業務の委託を受けている法人と利害関係にあると認められる場合は、該当する</u>案件の協議から除斥させることができる。 第１０条～第１１条 （略） 附 則 この規約は、平成１９年３月２９日から施行する。 附 則 この規約は、平成２０年４月１日から施行する。 附 則 この規約は、平成２２年４月１日から施行する。 附 則 この規約は、平成２３年４月１日から施行する。	堺市障害者自立支援協議会設置規約 第１条～第８条 （略） （会議） 第９条 会議は、会長が招集し、議長となる。 ２ 会議は、第３条に規定する事項について協議する。 ３ 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 ４ 市協議会の委員が、<u>協議案件について利害関係があると認められる場合は、当該案件の協議から除斥させることができる。</u> 第１０条～第１１条 （略） 附 則 この規約は、平成１９年３月２９日から施行する。 附 則 この規約は、平成２０年４月１日から施行する。 附 則 この規約は、平成２２年４月１日から施行する。 附 則 この規約は、平成２３年４月１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、平成２４年４月１日から施行する。</u>

